

公告第 6 号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 20 日

淡路広域消防事務組合
管理者 上崎 勝規

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を入札に付し、売払う。詳細は、紀尾井町戦略研究株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（KSI 官公庁オークション）による。
（自動車 1 件）

区分番号	物件名	初度登録年月	予定価格 ※ 1	入札保証金
淡消売第 05001 号	日野 普通積載車	平成 21 年 3 月	300,000 円	30,000 円

※ 1 「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、および同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (5) 淡路広域消防事務組合が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）および KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (6) 淡路広域消防事務組合から入札参加資格制限を受けている期間中でない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (8) 日本国内に住所及び連絡先があり、公有財産売却の参加仮申込みの時点で年齢が 18 歳以上の者であること。
- (9) 洲本市、南あわじ市及び淡路市の市税を滞納していない者であること。

3 入札参加申込みの方法

(1) 入札参加希望者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、淡路広域消防事務組合が定めた入札保証金を納付すること。

【仮申込み期間】令和5年10月20日（金）13：00～令和5年11月7日（火）14：00

(2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続きを完了した後、所定の申込書等により淡路広域消防事務組合消防本部総務課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

【本申込み期間】仮申込み手続き完了後～令和5年11月14日（火）

① 申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋一丁目2番32号
淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係

イ 受付 令和5年11月14日（火）当日消印有効

② 申込書等を持参する場合

ア 受付場 上記送付先と同じ

イ 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 個人の場合は、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、健康保険証、パスポート等）の写し
- ・ 法人の場合は、商業・法人登記事項証明書の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要です。

(3) 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

- ① 申込みに必要な様式は、淡路広域消防事務組合のホームページからダウンロードする。
- ② 申込み等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 下見現物確認

下見現物確認を希望する者は、上記仮申込み期間中の平日、午前9時から午後4時までの間に淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係に電話にて申し込めば、個別対応する。

5 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所 紀尾井町戦略研究株式会社が提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 令和5年11月21日（火）13：00～令和5年11月28日（火）13：00

(3) 開札 令和5年11月28日（火）13：00以降

6 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵送または持参による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、淡路広域消防事務組合が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、淡路広域消防事務組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は淡路広域消防事務組合に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、淡路広域消防事務組合は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、淡路広域消防事務組合からの案内に従い売買契約を締結しなければならない。

なお、落札者は、売買契約締結後、売却物件に、物件情報に記載されている事項以外の重大な瑕疵がない限り、売却代金の減免、損害賠償または契約解除を請求することはできない。

【契約締結期限】令和5年12月5日（火）17：00

(2) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(3) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(4) 売却代金の残金の納入

落札者は、売却代金の残金を淡路広域消防事務組合の指定する銀行口座へ振り込むこと。
なお、売却代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となる。また、売却代金の残金納付期限までに淡路広域消防事務組合が納付を確認できることが必要となる。

【納付期限】 令和5年12月12日（火）14：30

11 所有権の移転及び引渡し

(1) 所有権の移転

所有権は、落札者が売却代金を完納した時点で移転する。

(2) 引渡し

落札後、淡路広域消防事務組合において車体名称の消去、紋章等の撤去を行い、それらの作業完了後の引渡しとする。淡路広域消防事務組合指定場所での直接引渡しとなるため、搬送に係る手配は落札者において事前に準備すること。なお、それらにかかる一切の費用は、落札者の負担とする。引き渡しの際は、本人または代理人から「物件受領書」を提出すること。ただし代理人の場合、同受領書には予め本人が記名・押印しておくこと。

12 所有者変更

自動車の場合、淡路広域消防事務組合より落札者に「登録識別情報等通知書（一時抹消登録）」、「譲渡証明書」を交付するので、落札者により所有者移転登録（名義変更）又は所有者変更記録申請の手続きを行うこと。譲渡証明書に記載する譲受け人の名義は、落札者本人とし、落札者本人以外の名義にはできない。また、手続き終了後、すみやかに所有者変更後の「自動車検査証」又は「登録識別情報等通知書」の写しを淡路広域消防事務組合へ提出すること。なお、手続きにかかる一切の費用は落札者の負担とする。

13 担当課

名 称	淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係
所在地	〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋一丁目2番32号
電 話	0799-24-0236（直通）
E-mail	zaisei@awajil19.jp